第七条第三項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第六項中「同項第七号」を「同項第八号」に改め、同条第七項中「第七号」を「第八号」に改める。

（消費者庁組織令の一部改正）

第二条　消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第九号中「並びに同法」を「、同法」に改め、「実施」の下に「並びに同法第十条の二第一項の規定による届出の受理」を加える。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第二章　経過措置

第三条　食品表示法の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）による改正後の食品表示法第十条の二第一項の規定は、改正法の施行の日以後に着手された同項に規定する食品の回収について適用する。

附　則

この政令は、食品表示法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。ただし、第二条中消費者庁組織令附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三